

新潟県国民健康保険団体連合会

第 157 回通常総会議事録

令和 7 年 2 月 21 日

自治会館本館「201 会議室」

出席者 本人自らの出席 4 名

委任状による代理出席 7 名

書面議決書による出席 23 名

開 会 午後 1 時 25 分

開 会 宣 言

渡邊総務課長補佐が開会宣言を行う。

理 事 長 挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 二階堂理事長】

大変ご多用の中、ご出席をいただきありがとうございます。また、日頃から本会の事業の運営についてご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、寒波による大雪について心配しておりましたけれど雪の状況は落ち着いているようであります。間違いなく小さな足音でございますけれど、春は近づいているんだなとそんな思いであります。

手前味噌ではありますが、春といえば新発田市は加治川堤長堤十里に東洋一と言われた桜がありまして、今その復元をやり、またいくつか春の賑わいである桜の名所があるわけですが、新発田がピンク色に染まるその四月にももいろクローバーZで令和7年度のスタートダッシュを決めよう、そんな思いであります。色紙作家の相田みつをさんに「いまからここから」という色紙がありますね。時間的に言えば昨日でもないし明日でもないいまということ、空間的に言えば東でもなければ西でもないこと。人間があるいは人が何か始めるときスタートを切るときは常にいまからここからなのです。そーっと背中を押してくれるそんな優しい言葉であります。国保会計に、いつ、いまからここから背中をそーっと押してくれる、少なくともももクロが現れる環境には到底ないようであります。

事務局に聞きましたら全国で110万人の被保険者の皆様方がこの国保会計から減少しているということです。それもまた一定の所得がある方々が隣の町と言いましょ、隣のほうに出張されているという状況でありますので当然なかなかももいろクローバーの姿が見えない状況であります。

でも、国民皆保険最後の砦セーフティーネットであります。与えられた使命は大変崇高なものであります。ももクロが現れるまでしっかりと私どもで支えていこうではありませんか。いつかまた春がこの国保会計、あるいは国保連合会にも必ず春が来る、春の来ない冬はないと言われておりますので是非それまでの間、皆様方からいろんなご指導をいただきたいと思っております。

今日の議案につきましては、先に役員会で決定をさせていただいたものであります。審議をしっかりとっていただけて一歩でも前に進めるよう、皆様方からのご協力をお願い申し上げます。開会のご挨拶と代えさせていただきます。

表 彰

二階堂理事長より表彰状、記念品授与。

【表彰者 5名】

上越市国民健康保険清里診療所	所 長	畠 山 牧 男 氏	(都合により欠席)
妙高市国民健康保険運営協議会	委 員	須 山 君 子 氏	(都合により欠席)
五泉市国民健康保険運営協議会	委 員	金 子 洋 氏	(都合により欠席)
阿賀野市国民健康保険運営協議会	委 員	阿 部 良 文 氏	(都合により欠席)
阿賀野市国民健康保険運営協議会	委 員	田 中 良 子 氏	

議 事

【事務局 渡邊総務課長補佐】

それでは、次第の「4 議事」に移りますが、本日の出席議員数を報告いたします。議員総数 34 名のうち、本人自らの出席 4 名、委任状による代理出席 7 名、書面議決書の提出 23 名、計 34 名でございます。

本日の出席議員数が過半数に達しておりますので、本会規約第 18 条により、本総会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、議長選出となりますが、事務局よりお諮りさせていただきます。総会の議長につきましては、本会規約第 17 条で「出席議員で互選する。」となっておりますが、これまでの慣例では理事長又は副理事長が総会議長を務めております。これより先の議事進行につきましては、二階堂理事長にお願いしたいと存じますが、皆様のご賛同をお願いいたします。

(「異議なし」の声)

【事務局 渡邊総務課長補佐】

それでは、二階堂理事長、議事進行よろしくをお願いいたします。

【議長 二階堂理事長】

それでは、議長を務めさせていただきます。

早速ですが議事に入る前に、議事録署名議員の選出についてお諮りをいたします。差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

ご異議なしと認めます。それでは、私から指名をさせていただきます。五泉市の田邊市長、出雲崎町の仙海町長のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。まずはじめに、議決事項の議案第1号「令和6年度新潟県国保連合会各会計歳入歳出予算の補正について」上程をいたします。事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

事務局長の石井でございます。

日頃から本会の事業運営につきまして、ご理解、ご協力をいただきまして感謝申し上げます。

また、本日は大変お忙しい中、ご参集いただき重ねてお礼申し上げます。

それでは、議案内容をご説明いたしますが、議案書のボリュームがございますことから、右上に四角囲みに「第157回通常総会付属資料1」とあります議案書の概要版を作成いたしましたのでこちらでご説明をさせていただきます。それでは大変恐縮ですが「通常総会（概要版）」をお手元にご用意願います。

1ページをご覧ください。議決事項の議案第1号「令和6年度新潟県国保連合会各会計歳入歳出予算の補正について」ご説明いたします。一般会計を含みます8会計8勘定で補正をお願いするものでございますが、額の大きいもの等を中心に説明いたします。

まず「一般会計第四次補正」でございます。当初退職者が2名の予定でございましたが、新たに2名の退職者が生じ退職手当支給のため役職員退職手当特別会計へ繰り出すものでございます。また、人事異動に伴う配置職員の変更に伴います人件費の増も、予備費を同額減額し繰り出しますので補正額は0円でございます。

なお、退職手当は各特別会計で按分しておりますことから、一般会計での補正の他、全特別会計の業務勘定で同様の補正をお願いするものでございます。

続きまして「診療報酬審査支払特別会計の第三次補正」でございますが、業務勘定の歳出は今程一般会計でご説明しました新たな退職者2名が生じたことによるものでございます。「公費負担支払勘定」の5,100万円の減額は新型コロナウイルス感染症が見込みより減少したことにより減額するものでございます。

「後期高齢者医療事業関係業務特別会計第四次補正」での「公費負担支払勘定」の1億1,300万円減額も、国保同様に新型コロナウイルス感染症の減少により減額をするものでございます。

「介護保険事業関係業務特別会計第三次補正」の「公費負担支払勘定」の約6,300万円の増は主に生活保護者が見込みより増加し増額するものでございます。

「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計第三次補正」はシステム機器更改による減価償却引当資産繰入金の増額でございます。

2ページをお開き下さい。「役職員退職手当特別会計第二次補正」の約4,300万円の増額は、新たな退職者2名が生じたためでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局から説明のありました議案第1号につきまして、何かご意見・ご質問がございましたら発言をお願いいたします。

(意見・質問なし)

【議長 二階堂理事長】

特段ご意見等がないようでありますので、議案第1号についてお諮りいたします。原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

ご異議なしと認めます。よって原案どおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第2号「令和7年度新潟県国保連合会事業計画について」議案第3号「令和7年度新潟県国保連合会負担金及び手数料について」の2議案につきまして、関連がありますので一括して上程をいたします。事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議案第2号「令和7年度新潟県国保連合会事業計画について」ご説明いたします。

概要版の3ページをご覧ください。本会を取り巻く情勢として「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針2024）」では、マイナ保険証利用促進の他、全国医療情報プラットフォーム構築、予防接種事務デジタル化による効率化、医療・介護・こどもDXの確実かつ着実な推進が示されました。この情勢において本会として重要な事柄を3点ご説明いたします。

1点目の「医療・介護DX」の推進では、予防接種事務デジタル化での「予防接種等の費用に係る請求支払業務」と、母子保健DXでの「妊産婦健診等の費用に係る請求支払業務」は、国保中央会を通じ厚生労働省の要請により令和8年度から全国の国保連合会が受託する予定となっており準備を進めております。

「自治体区域内外を問わない地方単独医療費助成事業の現物給付化」は、現在、地方単独医療費助成は県外受診においては償還払いとなりますが、これを県内受診と同様に現物給付化する仕組みづくりを進めております。

2点目の「審査支払業務改革と国保総合システム等の更改」は、令和元年6月に閣議決定された政府の「規制改革実施計画」をきっかけに厚生労働省、支払基金、国保中央会の三者により「支払機能に関する改革工程表」が策定され、工程表に基づき診療報酬の審査基準の統一と国保総合システムの総合的で効果的な在り方に向けシステム更改作業が進められております。

第一段階・整合性の実現は「クラウド化」と支払基金との受付領域の共同利用については中程の表に記載のとおり令和6年度に完了しております。

しかし、第二段階・効率性の実現は、当初、令和8年度稼働予定でございましたが、現在も関係者間（厚生労働省・デジタル庁・支払基金・国保中央会）で要件の見直し、費用負担等の協議が続いております。

そのため運用開始は令和8年度以降となることが決定的でございます。したがってクラウド化、共同利用化による初期費用、保守・運用費用とも逡減していくと国保中央会は説明しておりましたがこれも遅れることとなります。

しかし、クラウド利用による費用逡減も令和6年度、7年度は固定料金での契約で比較的安価となっておりますが、現在の為替レートでは当初見込みから相当引上げられていることから令和8年度以降のクラウド利用料や、そもそも今回の更改費用も一番初めの相当粗い試算でございますが約400億

円とのことでございましたが、未だ全体額が提示されておらず先行きは不透明でございます。

更に国保中央会と国保連合会が共同して開発・運用しております「全国標準システム」は国保総合システム以外に一番下の表に記載のとおり介護保険、後期高齢者医療等様々な分野に亘っており、これらも更改時にはクラウド化への対応が必要となっております。

今程ご説明いたしましたシステム更改等に関し、令和7年1月31日付で国保中央会から「国保総合システムの更改の状況について」と報告が出されておりますのでご説明いたします。大変お手数ですが右上の四角囲みに議案第2号の附属資料「国保総合システムの更改の状況について（報告）」をお作りいたしましたのでご用意頂きましてその1ページをお開きください。

1から3につきましては今ほどご説明した内容となります。参考といたしまして右の2ページにつきましては令和3年3月に策定されました「審査支払機能改革工程表」でのシステム更改に関するポンチ図で、この工程表に沿ってシステム開発が進められております。

左の本文に戻りますが、3では具体的な作業に入っていない状況説明で、4につきましては開発、システム更改に当たっての重要なことといたしまして

「①国庫補助をできるだけ確保したうえで、国保サイドとして負担可能な額となること」「②国保連合会が市町村等の国保保険者や後期高齢者医療広域連合へ提供するサービスレベルの維持・向上が確保されること」「③システムの保守・運用費用の低減が図られること」の3点を実現し保険者、広域連合のご理解を得ることが重要とあり、特に①の国庫補助獲得は、市長会、町村会を始めいたします地方6団体と全国国保組合協会のご理解とご協力を頂きながら進めてまいります。

また、③のシステムの保守・運用費用で「クラウド利用料」に関しては、当初のクラウド化で運用費は安価となるとの説明は、為替の影響があるにしろ、むしろ逆の状態にございますので、このことにつきましても事ある毎に中央会に訴えてまいりたいと考えております。

概要版の4ページをお開き下さい。3点目の令和6年度税制改正でございますが、今回の法人税法施行令等の一部改正により、何が変わったのか分かりにくいと思いますので端的にご説明いたしますと「連合会事業のうち一定要件に該当する事業は収益事業から除外される」とことと「積立資産にしまして積立計画等を提出することで積立の上限が撤廃される」と規定されたことでございます。

(※1)が「一定要件に該当し、厚生労働大臣の証明を受けた業務」が記載のとおり、「保険者等からの委託事業であること」、「手数料は実費に見合う額であること」等の4つの事項に該当し、厚生労働大臣の証明を受けました審査支払業務等の「請負業」が収益事業から除外されております。

つづいて(※2)のように「積立資産積立計画等を提出」することによりまして、平成26年10月通知に基づく積立資産積立限度額である財政調整積立基金は手数料収入の10%以内、ICT積立資産は30%以内の規定が撤廃をされ、積立額は各国保連合会において定めることが可能となります。

さらに、(※3)に記載の上限撤廃によりまして現在実施しております「洗い替えの処理」、つまり当該年度に積み立てた額を翌年度全額取崩し、翌年度新たに上限額の範囲内である、先程の10%、30%以内で積立てます単年度精算方法も不要となったことによりまして、後程ご説明いたします当初予算の縮小に繋がっております。

以上の情勢、状況を意識した基本計画になりますが、1つ目の○「共同体の責務」はもちろんのこと、「厳しい保険者財政を認識し効率的・効果的な事業運営」に努めてまいります。

2つ目の○はこれまでの知見、ノウハウを最大限活用し「医療・保健・介護・福祉」の総合専門機関といたしまして幅広く保険者に貢献するため「6つの重点事項」を掲げ保険者から一層信頼される国保連合会を目指してまいります。

次に本会を取り巻く情勢、基本方針を踏まえました重点項目を記載してございますがポイントをご

説明いたします。

1の「保険者が行う保健事業等への支援」は「KDB システム」や、「医療費等分析 DB」を活用したデータ提供事業を積極的に実施いたします。

2の「保険者ニーズを反映した共同事業の拡充及び円滑な実施」は、共同事業は保険者共回事務の一元的処理で事務負担軽減、スケールメリットによる経費削減が目的でございますので、今後もニーズを反映した事業拡大、改善を図ってまいります。

5の「介護保険並びに障害者総合支援関係業務」では従来業務に加えまして「ケアプラン連携システム」、「障害福祉サービスデータ」に関する業務に取り組んでまいります。

続きまして、議案第3号「令和7年度新潟県国保連合会負担金及び手数料について」ご説明いたします。

概要版の5ページをご覧ください。「令和7年度の負担金及び手数料」は令和6年度と同額でお願いいたします。主な負担金、手数料につきましては記載のとおりでございます。

今年度から二十数年振りではございますが、相当大幅な手数料の引上げをさせて頂いたところでございます。

現時点では全く予定はございませんが、仮に今後、将来的になります引上げをお願いせざるを得ない状況となった場合にもソフトランディングと言いますか大幅な手数料の引き上げではなく、緩やかな手数料の引き上げの方法をご提案していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局から説明のありました議案第2号及び議案第3号につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら発言をお願いします。

(意見・質問なし)

【議長 二階堂理事長】

特段ないようでありますので、それでは議案第2号及び議案第3号についてお諮りをいたします。原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

ご異議なしと認めます。よって、原案どおり決定をさせていただきます。

次に、議案第4号から議案第11号までの「令和7年度新潟県国保連合会各会計歳入歳出予算」につき、関連がございますので一括上程をいたします。事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

それでは続きまして、議案第4号「令和7年度新潟県国保連合会一般会計歳入歳出予算」から議案第11号「令和7年度役職員退職手当特別会計歳入歳出予算」まで一括してご説明をさせていただきます。

概要版の6ページをお開きください。各会計予算の総括表でございます。記載にはございませんが、まず初めに本会の会計についてご説明いたします。

本会の会計は一般会計と7つの特別会計に21の勘定で構成されております。

そのうち一般会計は会員でございます保険者から頂戴する負担金を財源に主に会務運営費、保険者保健事業支援の財源となっております。

特別会計は各保険者から頂戴いたします各事業での手数料を財源に事業の事務経費となります業務勘定と、同じく保険者、広域連合から納入頂き、医療機関、介護事業所等への診療報酬、介護給付費などを支払いし、受払勘定、いわゆるトンネル勘定であります支払勘定がございます。

こちらの総括表は負担金・手数料積算に関わります一般会計から役職員退職手当特別会計とそれ以外の各特別会計の業務勘定のトータルを合計①で記載してございます。

その合計①につきましては下から3つ目の枠になりますが約41億1,400万円対前年度比で約3億9,000万円8.72%減となっております。

合計②は医療費、介護給付費等を医療機関、介護事業所等へお支払する支払勘定の合計で、約7,843億円対前年度比で118億7,000万円増額1.54%増となっております。

ここで各地域での医療供給体制により違いはあると思いますが県全体の国保、後期高齢者医療制度におけます医療費の状況を少しご説明いたします。

国保につきましては、ご承知のとおり急激な被保険者数の減少もありまして2回の診療報酬改定もございましたが、額としては減少傾向で6年度見込額と令和元年度の新型コロナの拡大前と比較しまして2.33%減となっております。

後期高齢者は被保険者数の増加と2回の診療報酬改定によりまして、医療費全体では増加傾向でございます。6年度見込と元年度のコロナの拡大前との比較では8.17%増でございますが、被保険者1人当たりの医療費は1.48%増と伸びていることは伸びておりますが、全体の伸び率とは乖離してございます。これが受診控えなのか適正受診かにつきましては判断が分かれるところと考えてございます。

一番下段の合計3は合計1と合計2の合計となります当初予算総額で、約7,884億1,500万円対前年度比で約114億7,800万円増額1.48%増でございます。

当初予算の全体での主な動き、額の大きなもの、トピックス的な項目をご説明いたします。

概要版の7ページをご覧ください。税制改正関係でございますが、事業計画での取り巻く情勢でご説明いたしましたが、具体的な事柄、額といたしまして、これまで一般会計で計上しておりました請負業の予算を厚労大臣の証明を受ける特別会計への予算移管といたしまして県委託事業である「国保ヘルスアップ支援事業業務」を特定健診・特定保健指導特別会計へ移管した92万7千円、イの「第三者行為損害賠償求償事務」は「特別会計」を新設し移管した約2,600万円でございます。

②の「積立資産の積立上限額撤廃」に伴いまして「財政調整基金積立資産」、「ICT積立資産」の洗い替え処理が不要となり各会計の歳入では積立金の繰入金、歳出では積立金予算が減少し、状況につきましては表に記載のとおり減額によりまして両積立資産合計で歳入は約4億8,300万円の減額、歳出は約5億3,000万円の減額となっております。

「本会のシステム機器等の更改関係」では①の基幹系システムに係るセキュリティ対策システムの機器更改経費として、国保の特別会計と後期の特別会計で合計で4,180万円の計上と②の特定健康診査システムの機器更改と端末の更改で健診特別会計で合わせまして約1億900万円を当初予算として計上してございます。

概要版の8ページをお開きください。会計別の主な予算内容となります。「一般会計」でございますが、予算総額約4億1,820万円対前年比4.78%減は○の1つ目ですが恒常的な国保被保険者減少により負担金の減少、税制改正に伴います「県委託事業費」の特定健診特会への移管と「第三者

行為損害賠償求償事務」を特別会計を新設し移管したこと、最後の○は、特定健診・特定保健指導特別会計の収支赤字増額に伴う操出金の増でございます。

9 ページをご覧ください。「診療報酬審査支払特別会計」の業務勘定でございますが、予算総額約 14 億 3,500 万円 13.67%減は一般会計と同様に被保険者数の減少により審査支払取扱件数の減による収入減でございます。○の 2 つ目と 3 つ目につきましては一般会計と同様に税制改正に伴うものでございます。

一番最後の○につきましては手数料を今年度から増額改定頂いたことによりまして ICT 積立資産の増額が出来たことでございます。

10 ページをお開きください。「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の業務勘定でございます。予算総額約 15 億 5,600 万円 6.37%減は、被保険者は増加しており、手数料増による増額で、次の○は国保同様に税制改正に伴う積立金の取崩額と積立金の減額、第三者行為損害賠償等の予算移管あとは手数料増額改定によりまして ICT 積立資産の増額でございます。

11 ページをご覧ください。「介護保険事業関係業務の特別会計」の業務勘定でございますが予算総額約 3 億 2,800 万円 25.07%減は、こちら国保同様に税制改正に伴います積立金等の減額と第三者行為の予算移管、一番最後の○になります。令和 6 年度に介護保険審査支払等システムの機器更改が終了したことに伴います予算の減額でございます。

12 ページをお開きください。「障害者総合支援法関係業務等特別会計」の業務勘定でございますが、予算総額約 8,100 万円 10.07%減につきましては、恒常的な審査支払取扱件数の増と 1 番最後の○の国保、介護と同様に 6 年度にシステムの機器更改が終了したことに伴う予算の減額でございます。

13 ページをご覧ください。「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」の業務勘定でございますが、予算総額約 2 億 6,700 万円 65.50%増は国保と同様に税制改正に伴う関係の減額と予算移管のためでございます。

3 つ目の○になります。特定健診等データ管理システム開発負担金（国保中央会負担金）の支払の減と一番最後の○は特定健診審査のシステム機器・端末更改費用計上に伴う増額でございます。

14 ページをご覧ください。「第三者行為損害賠償求償事務特別会計」の業務勘定は予算総額約 2,600 万円でございます。

こちら新設会計につきまして増減ございませんが税制改正に伴いまして新しい特別会計を新設したものでございます。

同じく 14 ページになりますが「役職員退職手当特別会計」は予算総額 81 万 8 千円対前年度比 98.46%減につきましては令和 6 年度は定年退職者 4 名が、令和 7 年度は該当者がいないことにより減額でございます。ちなみに本会は、定年延長を実施しており現時点での定年年齢は 61 歳となっております。

詳細につきましては、議案書 90 ページ以降の会計毎の事項別明細書をご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 二階堂理事長】

ただいま事務局から説明のありました議案第 4 号から議案第 11 号までにつきまして、何かご意見、ご質問がございましたら発言を願います。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

特段ないようでありますので、それでは議案第4号から議案第11号までの「令和7年度新潟県国保連合会各会計歳入歳出予算」につきまして、お諮りをいたします。原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

ご異議なしと認めます。よって原案どおり決定をさせていただきます。

以上をもちまして、提出された議案の審議がすべて終了いたしました。

皆様のご協力により、本日提案をいたしました案件すべてご承認をいただきましたことに感謝を申し上げ、議長の職を終わらせていただきます。大変有難うございました。

閉 会

【事務局 渡邊総務課長補佐】

二階堂理事長ありがとうございました。また、皆様におかれましては長時間にわたるご審議大変お疲れ様でございました。

それでは、最後になりますが、田村副理事長が閉会のご挨拶を申し上げます。

【田村副理事長】

大変皆様お疲れ様でございました。

閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、多くの皆様方からご出席いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

また、本日提案いたしました案件につきまして、ご承認をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

本会の財政運営は、議案審議の折、ご説明しましたように、大変厳しい状況にありますが、一層の効率化や経費節減を図り、関係者と連携を密にして業務に取り組みながら、地方自治体の医療・保健・介護・福祉の業務を総合的・専門的に支援をする機関として、貢献すべく努めてまいります。

皆様方の更なるご理解とご協力をお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

閉会 午後2時10分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 7 年 6 月 5 日

議長

二階 貴 馨



令和 7 年 5 月 19 日

署名議員

田邊 正 幸



令和 7 年 5 月 30 日

署名議員

仙海 直 樹

